

インドネシアの化学産業における産業スマート保安制度の強化に関する
日本国経済産業省産業保安グループと
インドネシア共和国工業省化学・医薬品・繊維産業総局との間の協力に関する覚書

日本国経済産業省産業保安グループ及びインドネシア共和国工業省化学・医薬品・繊維産業総局（以下、単独で「一方」、総称して「双方」という。）は、

産業スマート保安は、安全性向上、生産効率向上及び運転継続の保証のため最も重要な観点の一つであること認識し、

公共の安全、労働者及び環境を保護するための産業の保安の質を維持するために、両国において技術、研究及び開発の促進を含む、特に安全に関わる技術的な規制に関する事項を更に議論することを希望し、

産業保安活動や技術革新における産業スマート保安の役割を確認し、

それぞれの国の法令に従って、

以下を決定する。

第1項 目的

本協力覚書（以下、「本覚書」という。）の目的は、日本の産業スマート保安の適用により、インドネシアにおけるプラントの安全性及び有効性向上のため、モノのインターネット、ビッグデータ分析及び関連技術を用いて、インドネシアの化学産業における産業スマート保安の制度（以下、「産業スマート保安」という。）を強化することである。

第2項 協力の範囲

本覚書の下での協力の範囲は、化学産業等、圧縮又は液化高压ガスを用いる産業における産業スマート保安の導入及び適用に限定される。

第3項 協力活動

1 双方は以下の協力活動を実施する。

- (1) 化学産業における産業スマート保安に関する日本・インドネシア政策対話（以下、「対話」という。）及び個々のプロジェクトを通じ、日本及びインドネシア双方の化学産業における産業スマート保安政策、法令等に関する経験、技術、手段の共有。
- (2) 化学産業における産業スマート保安に関係する人材教育、研修、セミナー、ワークショップ及びその他の人材育成プログラムを通じた能力開発の実施。これらの活動は、データ取得及び分析に関する研修を含み得る。
- (3) 化学産業における産業スマート保安における更なる具体的な活動のため、専門家の派遣。

- (4) 書面で双方により決定された化学産業における産業スマート保安に関するその他の協力活動。
- 2 本覚書の下での活動は、双方の間の他の既存の二者間協力を置き換えることを意図しない。

第4項 対話の設置

- 1 双方は、第3項に記載される協力活動の実施について共有し、議論するため、対話を設置する。
- 2 対話は、それぞれの担当課長級により共同議長が務められ、政府機関、民間の主体及び学識経験者の代表者を含む利害関係者が出席する。
- 3 対話は、日本及び／若しくはインドネシアにおけるオフラインでの会議又はオンラインでの会議により、年一回又は二回開催される。
- 4 双方は、対話で扱われる具体的な論題とその他の関連する事項について、事前に協議する。

第5項 ワークプラン

- 1 各協力活動は、業務の詳細、双方それぞれの約束、費用、資金スキーム及びその他の協力活動の必要事項から構成される書面でのワークプランによって今後定義される。
- 2 このようなワークプランは、双方の監督の下、第6項1に記載する連絡先（以下、「連絡先」という。）により策定され、決定され及び／又は修正される。

第6項 連絡先及び通信

- 1 双方は、本覚書の下での協力活動を実施するため、以下のそれぞれの連絡先を指定する。
日本国経済産業省産業保安グループのために
産業保安グループ
特に、大臣官房審議官（産業保安担当）
住所：
日本国東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
電話／電子メール：+81 (03) - 3501 - 8628 / hoanka-kokusai@meti. go. jp
インドネシア共和国工業省化学・医薬品・繊維産業総局のために
上流化学産業局
特に、上流化学産業局長
住所：
インドネシア共和国ジャカルタ Jalan Jenderal Gatot Subroto kavling 52-53,
Lantai 11 工業省化学・医薬品・繊維産業総局
電話／電子メール：+62 (021) - 5253214 / ikhu. kemenperin@gmail. com
- 2 上記の連絡先は、本覚書の下での協力活動の実施に関する技術的事項について、文書通信により連絡をとる責任を負う。

第7項 資金スキーム

- 1 双方は、双方の能力を考慮し、本覚書及び／又はワークプランに沿った双方それぞれの約束に関する協力事業の実施に必要な資金及びその他のリソースを確保するよう努める。
- 2 本覚書及び／又はワークプランの下での協力活動のいかなる費用も、連絡先によって相互に決定されることになる方式に沿って負担される。

第8項 秘匿性

- 1 双方は、本覚書又はその他本覚書に沿ってなされた決定の実施期間の間に相互に受け取った又は提供した文書、情報及びその他のデータの秘匿性及び秘密性を保持する。
- 2 一方が、本覚書の下での協力活動から生じた秘匿データ及び／又は情報を第三者へ開示することを希望する場合には、開示する側は、開示がなされる前に他の一方の事前の同意を得る。
- 3 双方は、本項が、本覚書の終了に関わらず、双方の間で継続して適用されることを確認する。
- 4 本項の約束は、それぞれの国の法令に影響を与えない。

第9項 観察と評価

双方は、毎年、妥当性、有効性、効率性及び持続可能性を測定するため、本覚書の下で実施される進行中及び完了したプロジェクト及び活動を共同で観察及び評価する。

第10項 修正

本覚書は、外交ルートを通じて、双方相互の書面による同意によって、いつでも修正することができる。このような修正は、双方によって決定される日に開始し、本覚書の不可分の一部として構成する。

第11項 相違点の解決

本覚書から生じるいかなる相違点も、第三者の仲介によることなく、双方の間の協議及び友好的な交渉によって、友好的かつ誠実に解決される。

第12項 覚書の位置づけ

本覚書は、双方の意図の記録としてのみ役割を果たし、国内法又は国際法の下で、双方又は第三者にいかなる法的拘束力を伴う権利又は義務を生じさせない。

第13項 開始、期間及び終了

- 1 本覚書は、署名の日に開始する。
- 2 本覚書は、3年間継続し、書面による双方の同意によって、延長することができる。
- 3 いずれの一方も、より短い期間で本覚書を終了する意図を6ヶ月前までに書面により他の一方に通知することによって、本覚書を終了することができる。

- 4 終了する場合、本覚書は、本覚書に沿い進行中の協力活動が完了するまでの間、双方が別段の決定をする場合を除き、当該協力活動について適用され続ける。

以上の証として、本覚書に署名する。

2022年1月25日、日本側は東京、インドネシア側はジャカルタにおいて、2通のインドネシア語、日本語及び英語の原本に署名し、いずれもひとしく正文である。解釈に相違が生じる場合は、英語の文書による。

産業保安グループのために

化学・医薬品・繊維産業総局のために

太田 雄彦
技術総括・保安審議官

ムハンマド・カヤム
総局長